

問題1 空欄を適切な用語で埋め、解答用紙に記入せよ。(30)

- 1 「発明」とは、**自然法則**を利用した技術的思想の創作のうち高度のものである。91
- 2 公知の発明から**当業者**が容易に発明することができた発明は進歩性がないとして特許されない。77
- 3 出願書類は、発明の内容を**当業者**が読んで実施できる程度に具体的に記載されていること、及び権利を求める技術的範囲が明確であることが必要である。64
- 4 職務発明とは、会社の**業務範囲**に属し、発明をするに至った行為が従業員の現在又は過去の職務に属する発明である。45
- 5 特許願に添付する書類として、**特許請求の範囲**、明細書及び要約書があり、必要があれば図面を添付する。86
- 6 審査官が行う特許出願の最終処分は、**特許査定**又は拒絶査定であり、拒絶査定に対して不服のある出願人は、拒絶査定不服審判を請求することができる。55
- 7 審判合議体による審理の結果は、請求棄却の審決、認容審決又は差戻し審決として審決がなされ、請求棄却の審決に不服があれば、**知財高裁**に訴えることができる。70
- 8 特許権が消滅する場合として、存続期間満了、特許料不納、特許権放棄、**相続人不存在**、特許取消、特許無効がある。53
- 9 審査官又は審判官による特許査定の後、**3年**分の特許料が納付されると特許権の設定の登録が行われ、特許権が発生する。73
- 10 権利侵害を主張するためには、①自分に権利が存在し、②相手製品が権利範囲に含まれ、そして③相手に実施の**正当権原**がない、ことが必要である。27

問題2 次の質問に答え、解答用紙に記入せよ。(40)

- 1 産業財産権制度は、何に寄与することを目的としているか。
【解説】産業の発達（特許法1条）（発展は著作権法の目的）77
- 2 その発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者を、知財の分野では何と称しているか。
【解説】当業者 82
- 3 共同で完成した発明を、発明者の一人が単独で出願し特許権者となるためには、どのような手段があるか。
【解説】特許を受ける権利の譲渡を受ける（まだ特許権ではない）66
- 4 真正の発明者でない者が他人の発明を無断で発明者と称してした出願は、拒絶理由及び無効審判の対象となるが何出願と言われているか。
【解説】冒認出願 63
- 5 出願された発明は進歩性がなく特許を受けることができない、という内容の拒絶理由通知を受け取った場合、特許権を取得したいあなたはどのような対応を取るか。
【解説】意見書を提出して反論し、必要なら補正書を提出する 59
- 6 拒絶査定不服審判を請求できる期間は、いつから3月であるか。
【解説】拒絶査定謄本送達日から（到達主義により不利益を排除）2
- 7 特許権の権利期間は、出願から20年だが、20年以上となるのはどういう場合か。
【解説】医薬のように他の法律による認可で特許発明を実施できなかった場合 74
- 8 特許発明の技術的範囲は、何の記載によって定めなければならないか。
【解説】特許請求の範囲 91
- 9 特許の審決に不服がある場合、訴える裁判所は知財高裁で地方裁判所でない理由は何か。
【解説】審判が裁判の第一審に相当するから（地裁でない理由を答える）9
- 10 特許出願について、出願審査の請求はいつだれができるか。
【解説】出願から3年間にだれでもできる（警告を受けた者が早く結論を知りたい場合あり）5

問題3 (30)

従業員1万人以上を擁するX社が、自転車に関する発明Aについて特許請求の範囲に請求項1から請求項6までを記載した特許出願Pを平成28年(2016年)6月8日(水)にした。その後、出願審査請求を行ったところ、特許請求の範囲について補正することなく、特許出願の出願日から2年後に特許査定が送達されてきたので必要な登録料を納め、平成30年(2018年)10月31日(水)に特許原簿に登録された。この前提で枠囲いの料金等の情報を参考に、次の間に答えよ。

問1 特許出願から特許権の設定登録までに必要な費用は、合計何円になるか求めて、算用数字で解答用紙に記入せよ。23

【解説】 必要な費用は、出願料、審査請求料、最初の3年分の登録料

出願料：14,000円

審査請求料：118,000円 + 4,000円 × 6 = 142,000円

特許登録料3年分：第1年から第3年まで $3 \times (2,100円 + 200円 \times 6) = 9,900円$

合計：14,000円 + 142,000円 + 9,900円 = **165,900円**

問2 この特許権の存続期間は最長いつまでか、西暦で日にちを答えよ。55

【解説】 出願日から20年 出願日初日は参入しないから **2036年6月8日**

問3 特許権になった後、権利を最後まで維持した場合、その後に納めることが必要となる登録料の合計はいくらになるか求め、算用数字で解答用紙に記入せよ。0

【解説】 特許権なるまでに第1年から第3年までの登録料を納めているので、4年目から権利期間終了まで 権利期間終了は出願日から20年であるから、問2の**2036年6月8日**までである。**2036年6月8日**は、設定登録が2018年10月31日であるから2035年10月31日までで17年であり、最後の年は翌年6月8日までの1年分納付が必要であるから都合**18年**までである。

第4年から第6年まで $3 \times (6,400 + 500 \times 6) = 28,200円$

第7年から第9年まで $3 \times (19,300 + 1,500 \times 6) = 84,900円$

第10年から第18年まで $9 \times (55,400 + 4,300 \times 6) = 730,800円$

合計：28,200円 + 84,900円 + 730,800円 = **843,900円**

特許法等関係手数料令(特許法第195条第2項関係)

特許出願をする者 1件につき 14,000円

出願審査の請求をする者 1件につき 118,000円に1請求項につき 4,000円を加えた額

審判又は再審を請求する者 1件につき 49,500円に1請求項につき 5,500円を加えた額

特許法第107条 登録に必要な手数料

第1年から第3年まで 毎年 2,100円に一請求項につき 200円を加えた額

第4年から第6年まで 毎年 6,400円に一請求項につき 500円を加えた額

第7年から第9年まで 毎年 19,300円に一請求項につき 1,500円を加えた額

第10年から第25年まで 毎年 55,400円に一請求項につき 4,300円を加えた額